

埼玉心理リハビリテーション研究会会則

(名称)

第1条 本会は「埼玉心理リハビリテーション研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、埼玉県における心理リハビリテーションの普及と関係諸団体の資質向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 月例会の開催
- 2 各種研修会の開催
- 3 情報の収集及び提供
- 4 関係諸団体との連絡調整
- 5 講師の斡旋
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は個人会員をもって構成する。会員は本会の目的に賛同し、本会の活動に積極的にかかわる意志のある者とする。

(組織)

第5条 本会は運営にあたって会長・副会長・監査委員と事務局を設ける。

(会長)

第6条 会長は本会を代表し、次の通りとする。

- 1 1名とする。
- 2 会員の互選により選出する。
- 3 任期は1年度とし、再任を妨げない。

(副会長)

第7条 副会長は会長を補佐し、また会長に事故ある時はその職務を代行し、次の通りとする。

- 1 1名とする。
- 2 会員の互選により保護者の中から選出する。
- 3 任期は1年度とし、再任を妨げない。

(監査委員)

第8条 監査委員は本会の運営を監査し、次の通りとする。

- 1 2名とし、会員の互選により1名はトレーナー（動作法による援助を行う者）、1名はトレーニー（動作法による援助を受ける者）または保護者から選出する。
- 2 任期は1年度とし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 事務局は本会の運営を司り、次の通りとする。

- 1 事務局には事務局長1名をおく。
- 2 事務局長は会長が任命する。
- 3 事務局には必要に応じて事務局員及び運営委員、顧問を置くことができる。
- 4 任期は1年度とし、再任を妨げない。

(報酬)

第10条 本会の運営に関しては無報酬とする。

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び事務局会議とする。

(総会)

第12条 総会は最高議決機関であり、事務局会議の議決のもとに会長が全会員を招集し、過半数の出席をもって成立する。

(会計)

第13条 本会の経費は、月例会参加費、研修会参加費、補助金などによって支弁する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 本会則を更に明確にする際は別に細則等を定める。

(附則)

第16条 本会則は平成16年12月4日より施行する。

令和6年度役員

会長：島村 隆博

副会長：鈴木 美知子

監査委員：尾形 久美江、関 洋介

事務局長：出井 一紀

事務局員：菅原 恵、青柳 憲充